

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾久喜線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
地先まで 先から同市樋ノ口字表五七二番七 久喜市樋ノ口字天沼七九二番一 地先まで	地先まで 先から同市樋ノ口字表五七一 番二	久喜市樋ノ口字天沼七九二番一 地先から同市樋ノ口字表五七一 番二	区 間
一四・〇〇 一八・七八	七・四七 九・四八	敷地の幅員 (メートル)	
六七・〇六	一一一・六九	延長 (メートル)	
			備 考